

5. 訓練系サービス



5. 訓練系サービス



目次

Agenda

(1) 自立訓練(機能訓練)

(2) 自立訓練(生活訓練)

(3) 自立訓練(共通)

（１）自立訓練（機能訓練）

主な改定内容（加算）

○リハビリテーション加算の見直し【一部新設】 リハビリテーション加算（Ⅰ） 48単位／日

- ・標準化された支援プログラムの実施と客観的な指標に基づく効果測定を行い、これらの内容を公表している事業所を評価する。

（算定要件追加）

次の①から⑤に適合する事業所において、頸髄損傷による四肢麻痺等の状態にある障害者に対してリハビリテーション実施計画を作成し支援を実施した場合又は次の①から⑥に適合する事業所において、障害者に対してリハビリテーション実施計画を作成し支援を実施した場合に、加算する。

①～⑤（略）

⑥ 支援プログラムの内容を公表するとともに、社会生活の自立度評価指標（SIM）に基づき利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表していること。

（１）自立訓練（機能訓練）

指定基準等の見直し

○リハビリテーション職の配置基準の見直し

- 人員配置基準を見直し、看護職員、理学療法士と作業療法士の他に言語聴覚士を加える。

○提供主体の拡充

- 病院及び診療所並びに通所リハビリテーション事業所において、共生型サービス又は基準該当サービスの提供を可能とする。

（２）自立訓練（生活訓練）

主な改定内容（加算）

○個別計画訓練支援加算【一部新設】 個別計画訓練支援加算(Ⅰ) 47単位/日

- ・標準化された支援プログラムの実施と客観的な指標に基づく効果測定を行い、これらの内容を公表している事業所を評価する。

（算定要件追加）

次の①から⑥に適合する事業所において、個別訓練実施計画を作成し支援を実施した場合に、加算する。

①～⑤（略）

⑥ 支援プログラムの内容を公表するとともに、社会生活の自立度評価指標（SIM）に基づき利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表していること。

（3）自立訓練（共通）

主な改定内容（加算）

○ピアサポート実施加算【新設】 100単位／月

- ・各利用者に対し、一定の支援体制（※）のもと、ピアサポートを実施した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、各月単位で所定単位数を加算する。

※ 障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）を修了した障害者（障害者であったと都道府県等が認める者を含む。）と管理者等を2名以上配置し、これらの者により各事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

支給決定の更新の弾力化

- ▶ 複数の障害を有する障害者が、それぞれの障害特性に応じた異なるプログラムによる支援を受けることによる効果が具体的に見込まれる場合であって、かつ、市町村の個別審査を経て必要性が認められた場合には、さらに1回の更新が可能となるように支給決定事務処理要領を見直す。